

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年7月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

3件

国民年金関係

3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000512号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100013号

第1 結論

平成17年10月、平成18年3月から平成19年8月までの請求期間、平成19年12月から平成20年7月までの請求期間、平成21年4月から同年9月までの請求期間、平成22年10月、平成25年1月及び同年2月並びに平成12年*月から平成15年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年10月
② 平成18年3月から平成19年8月まで
③ 平成19年12月から平成20年7月まで
④ 平成21年4月から同年9月まで
⑤ 平成22年10月
⑥ 平成25年1月及び同年2月
⑦ 平成12年*月から平成15年3月まで

前回、私は、請求期間①から⑦までの各請求期間に係る国民年金保険料をA郵便局、B郵便局、C銀行D支店、E銀行F支店、コンビニエンスストアのいずれかにおいて納付したとして訂正請求を行ったが認められなかった。

今回、請求期間①から⑦までの各請求期間に係る国民年金保険料をA郵便局、G銀行、C銀行、H銀行、I銀行、E銀行、J銀行、コンビニエンスストアのいずれかにおいて納付したか、又は、口座振替、もしくはペイジーにより国民年金保険料を納付した可能性もあるので、再度調査を行い、請求期間①から⑦までの各請求期間について、国民年金保険料納付済期間に訂正してほしい。

また、私の年金記録が同姓同名の別人と間違えて記録されていたり、前回から主張しているが、基礎年金番号が重複して付番された可能性があるので調べてほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る前回の年金記録訂正請求に関して、i) 請求期間①について、G銀行Kセンター、C銀行D支店、E銀行F支店は、請求者が平成18年4月24日に納付したとする請求期間

①に係る国民年金保険料の領収（納付受託）控については保存期間が経過しているため保管していないと回答している。また、日本年金機構L広域事務センターは、G銀行及びコンビニエンスストアで納付された国民年金保険料の領収（納付受託）済通知書については保管していないと回答し、同M広域事務センターは、N県外の銀行で納付された保険料の領収（納付受託）済通知書については抽出不可能であると回答していることから、当時の資料を確認することができない。さらに、請求者は、時効消滅前に金融機関等において国民年金保険料を納付したと陳述しているが、明確な記憶はなく、納付時期を特定することができないことから保険料の納付状況を調査することができない。加えて、請求者は、C銀行D支店の自身の預金口座は解約しており、口座番号も不明であると陳述していることから、取引記録を確認することができないこと。ii) 請求期間②から⑤までについて、請求者は、上記の金融機関等において数回に分けて国民年金保険料を納付したと陳述しているが、明確な記憶はなく、納付時期を特定することができないことから保険料の納付状況を調査することができない。また、請求者は、郵便局の振込取扱票により国民年金保険料を納付したかもしれないとしているが、払込取扱票によって保険料を納付することはできない。さらに、請求期間③から⑤までの各請求期間については、オンライン記録により、各請求期間の国民年金被保険者資格の入力処理が平成 25 年 4 月 17 日に行われていることが確認できることから、当該処理が行われるまで各請求期間は国民年金の未加入期間とされ、納付書は発行されず保険料を納付することができない上、当該入力処理が行われた時点では、各請求期間の保険料は時効により納付することができないこと。iii) 請求期間⑥について、請求者は、貯金通帳の写しを提出し、12 万 8,000 円を口座から引き出して平成 26 年 5 月 31 日までに保険料を納付したと主張しているが、O市は、請求者が市県民税等として同年 3 月 27 日に 12 万 7,350 円を納付している旨回答していることから、当該貯金引出額に国民年金保険料分が含まれているとは考え難いこと。iv) 請求期間⑦について、学生納付特例期間の国民年金保険料を追納するには、その申出を行う必要があるが、請求者のオンライン記録では、追納申出の記録を確認することができない。また、請求者は、平成 12 年*月から平成 25 年までの間に、上記の金融機関等において数回に分けて請求期間⑦に係る国民年金保険料を納付したと陳述しているが、明確な記憶はなく、納付時期を特定できないことから保険料の納付状況を調査することができないこと。v) 社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったが、請求者に対して基礎年金番号が重複して付番された状況はうかがえないこと。vi) そのほか、請求者が請求期間①から⑦までの各請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に平成 30 年 1 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

しかしながら、請求者は、前回の請求内容と同様に、複数の納付場所及び納付方法を掲げ、そのいずれかで国民年金保険料を納付した可能性があると主張して、再度訂正請求を行っているものの、納付場所として請求者が主張する金融機関に照会したが、請求期間の領収（納付受託）控については保存期間経過により保管されておらず、また納付時期についても請求者の主張からは、具体的な納付時期を特定できないことから、保険料を納付したことを確認することができない。

また、請求者は基礎年金番号が重複して付番された可能性があるとして主張しているが、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行った結果、重複して付番された状況はうかがえないほか、年金記録訂正に当たっては、平成9年1月に基礎年金番号導入以降は、国民年金原簿の記録を覆すような関連資料及び周辺事情が必要とされるが、それらを確認することもできない。

これらのことから、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000518号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100012号

第1 結論

昭和60年1月から同年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年1月から同年2月まで

私は、昭和60年1月*日にA町役場で婚姻届を提出した際に、一緒に国民年金の加入手続きを行い、同年1月分及び同年2月分の国民年金保険料を納付したが未納となっている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和60年1月*日付で住民票をB村からA町に異動させ、A町役場に婚姻届を提出した際に、自身で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付した旨陳述している。

しかしながら、A町役場は、請求者の請求期間に係る国民年金被保険者資格の届出及び保険料の納付状況を確認できる資料はない旨回答している。

また、請求者に係る戸籍の附票により、昭和60年2月12日にA町からC市に転居したことが確認できるところ、C市が保管している国民年金被保険者名簿において、請求者は、同年3月3日にB村からC市に転入し、同年3月27日付で国民年金の任意加入被保険者となったことが記録されている上、C市からB村に送付された「国民年金被保険者の記録について(照会)」というはがきには、昭和60年3月3日付で請求者がB村からC市に異動した旨が記載されていることから、請求者がA町において、国民年金の加入の届出や保険料納付を行ったことが確認できない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000855号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100014号

第1 結論

昭和55年*月から昭和57年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年*月から昭和57年3月まで

私の母は、私が20歳を迎えた際に、A市で私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。当時、私は学生で収入がなかったため、母からお金を渡され、何度かB銀行C支店(当時)の窓口で保険料を納付した記憶もある。その後、D市への転居後も、私が昭和57年4月に就職するまでの期間の保険料を母が納付してくれていたと思う。

調査の上、請求期間の記録を保険料の納付済期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者が20歳を迎えた際に、母親がA市で請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の保険料を納付しており、自身も保険料納付のために金融機関を訪れた記憶がある旨陳述しているが、請求者に係るオンライン記録において、請求者が国民年金に加入した記録がないところ、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても請求者に係る国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が払い出されたことを確認することができない。

また、A市を管轄していた社会保険事務所(当時)において、昭和55年*月から昭和57年5月までの期間に同市に払い出された国民年金番号に係る被保険者の氏名を国民年金手帳記号番号払出簿にて目視で確認したが、請求者の氏名は見当たらなかった。

以上のことから、請求者がA市において国民年金に加入した形跡はなく、請求期間は国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、請求者は、請求期間当時の年金手帳に係る記憶はなく、母親から受け取った記憶もない旨陳述しているほか、D市へ転居した後の保険料納付に直接関与しておらず、請求者の母親は既に亡くなっていることから、母親から、請求者に係る国民年金の加入手続状況及び請求者の国民年金保険料納付状況について証言を得ることができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。